

主な記事

第2面 通常理事会
第3面 ブロック別意見交換会のまとめ
第5面 人材確保・育成対策等に係わる
第4面 実態調査結果
第6面 意見交換会に参加して、事務局
メンバー登場
第7面 環境委、労務委
第8面 総務委、財務委、皆さまからの
投稿

全中建だより

一般社団法人

全国中小建設業協会

編集発行人 土志田 領司

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5

URL <http://www.zenchuken.or.jp/>

電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332

国交省へ「意見交換会のまとめ」など報告

小規模工事歩掛かりを改善

「週休2日制の共通認識できた」

全国中小建設業協会の正副会長は3月1日、国土交通省に谷脇 暁土地・建設産業局長、五道仁実技術審議官を訪ね、昨年10月から12月にかけて全国8会場で開催した「ブロック別意見交換会のまとめ」(3面参照)と会員企業を対象に実施した「人材確保・育成対策等に係る実態調査結果」(5面参照)を報告し、意見交換した。五道技術審議官は、小規模工事の歩掛かり見直しを行う意向を示した。

同日、国交省を訪れた後、意見交換した。松井守夫会長、小野 徹、豊田剛、土志田領司の各副会長、草野光年専務理事、五道技術審議官に面会した後、予定していた谷脇局長が所用で欠席したが、次回以降は都 五道技術審議官は「土木部長会議などで運用指針の浸透を要請している。運用指針の実施状況の指標を設けて、各発注者の対応が全体のどのレベルにあるかが分かるようにした。発注者は受注して貰えないような状態にならないと運用指針や業界の要望に理解を示さない面があるかもしれない」と語った。

松井会長は「ダム工事のICT現場を視察した人は『すばらしい』と発言している」と語った。技術審議官は「現場を見てもう一つが大事」と述べた。

週休2日制について全 中 建 側 が 「 採 用 し な い と 若 者 が 入 職 し て こ な い 」 と 述 べ た の に 対 し て 、 木 原 審 議 官 は 「 週 休 2 日 制 導 入 へ の 共 通 認 識 は でき た 。 実 施 へ 向 け て 何 が できるか、知恵を出して欲しい」と語り、週休2日制導入に向けての課題解決に取り組む意向を改めて明らかにした。

また、全中建は「ブロック別意見交換会のまとめ」をふまえた要望書を提出し、国交省へ提出した。

同省は平成28年度末に 社会保険への加入を許可業者は100%、労働者は製造業並みを目標に加入促進を進め、その一環として26年8月から社会保険未加入の1次下請を直轄工事から排除する措置を講じた。

今回の措置は、この排除措置を2次下請以下にも適用するといふもの。ただし、4月から直ちに排除することはせず、30日間の猶予期間を設けている。さらに、猶予期間内に元請が加入指導を行った事実が確認できれば、2次下請は60日、3次下請以下は90日を目安に猶予期間を延長できることにする。

また、10月以降に2次下請以下が加入しない場合の元請に対する罰則を明らかにし、当該下請契約金額の5%の制裁金、指名停止、工事成績評定の減点の措置をとる。

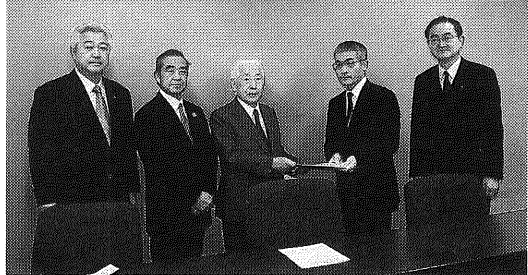
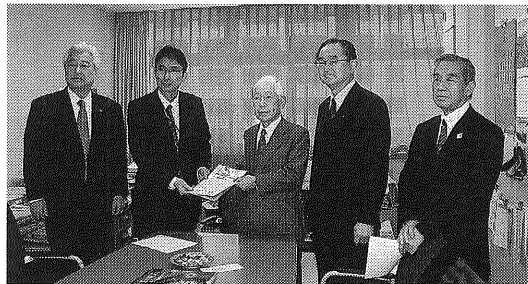
谷脇局長は「建設業にも残業時間の上限規制が設けられる動きにあるので、それを材料に発注者に適正な工期設定などを求め、それが地方自治体の担当者の意識を変えることにつながればよい」と助言した。

この懇談の後、帰庁した谷脇局長と面談して報告書を提出した。

また、全中建は「ブロック別意見交換会のまとめ」をふまえた要望書を提出し、国交省へ提出した。

同省は平成28年度末に 社会保険への加入を許可業者は100%、労働者は製造業並みを目標に加入促進を進め、その一環として26年8月から社会保険未加入の1次下請を直轄工事から排除する措置を講じた。

今回の措置は、この排除措置を2次下請以下にも適用するといふもの。ただし、4月から直ちに排除することはせず、30日間の猶予期間を設けている。さらに、猶予期間内に元請が加入指導を行った事実が確認できれば、2次下請は60日、3次下請以下は90日を目安に猶予期間を延長できることにする。



五道技術審議官(写真上)、木原審議官(同下)に報告書を手渡す松井会長

同日、国交省を訪れた後、意見交換した。松井守夫会長、小野 徹、豊田剛、土志田領司の各副会長、草野光年専務理事、五道技術審議官に面会した後、予定していた谷脇局長が所用で欠席したが、次回以降は都 五道技術審議官は「土木部長会議などで運用指針の浸透を要請している。運用指針の実施状況の指標を設けて、各発注者の対応が全体のどのレベルにあるかが分かるようにした。発注者は受注して貰えないような状態にならないと運用指針や業界の要望に理解を示さない面があるかもしれない」と語った。

松井会長は「ダム工事のICT現場を視察した人は『すばらしい』と発言している」と語った。技術審議官は「現場を見てもう一つが大事」と述べた。

週休2日制について全 中 建 側 が 「 採 用 し な い と 若 者 が 入 職 し て こ な い 」 と 述 べ た の に 対 し て 、 木 原 審 議 官 は 「 週 休 2 日 制 導 入 へ の 共 通 認 識 は でき た 。 実 施 へ 向 け て 何 が できるか、知恵を出して欲しい」と語り、週休2日制導入に向けての課題解決に取り組む意向を改めて明らかにした。

また、全中建は「ブロック別意見交換会のまとめ」をふまえた要望書を提出し、国交省へ提出した。

同省は平成28年度末に 社会保険への加入を許可業者は100%、労働者は製造業並みを目標に加入促進を進め、その一環として26年8月から社会保険未加入の1次下請を直轄工事から排除する措置を講じた。

今回の措置は、この排除措置を2次下請以下にも適用するといふもの。ただし、4月から直ちに排除することはせず、30日間の猶予期間を設けている。さらに、猶予期間内に元請が加入指導を行った事実が確認できれば、2次下請は60日、3次下請以下は90日を目安に猶予期間を延長できることにする。

また、10月以降に2次下請以下が加入しない場合の元請に対する罰則を明らかにし、当該下請契約金額の5%の制裁金、指名停止、工事成績評定の減点の措置をとる。

新労務単価3・4%増 4年連続、3月から前倒し

国土交通省は2月10日、3月から適用する公共工事設計労務単価を発表した。全国全職種平均の労務単価(加重平均値、1日8時間当たり)は1万8078円で、前年2月比3・4%増となった。これにより、労務単価はピーク時(平成9年度)の94・5%の水準まで回復した。新年度単価の前倒し適用は4年連続となる。

新労務単価は、昨年10月に実施した公共事業労務費調査結果をもとに決められているが、今回も社会保険への加入を徹底させる観点から、法定福利費相当額も加味して設定された。

全職種平均の伸び率を各ブロック別にみると、北海道、東北が4・7%、九州、沖縄が4・5%、

北陸4・4%、四国4・2%、中部3・9%、中国3・3%、近畿2・8%、関東1・8%の上昇で、地方が高い伸び率を示した。なお、全職種平均で下がっている都道府県はない。職種別(主要12職種)では、左官が3・4%、大工、とび、型枠工、鉄筋工が3・3%のアップとなっている。東日本大震災の被災3

県の全職種平均は1万9814円で、3・3%増。岩手が3・6%、宮城が3・0%、福島3・4%の上昇。

同省は新労務単価を3月1日以降に契約する直轄工事に適用する。契約済みの案件でも着工前であれば、新単価による契約変更に対応する特例措置を講じる。また、着工前、基準日から2カ月以上の残工事があるなどスライド条項の適用条件を満たす工事は、インフレスライド条項で対応する。

公共事業の推進をサポートし、地域社会の創造に貢献する



西日本建設業保証株式会社
WEST JAPAN CONSTRUCTION SURETY CO., LTD.
〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2(建設交流館) 電話 06(6543)2553

支店/東京・名古屋・大阪・滋賀・京都・奈良・和歌山・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

第5回通常理事会

2次
3次
下請

社保加入指導を要請

実態調査結果の報告も



平成28年度の第5回通常理事会が1月20日、東京・銀座のコートヤード・マリOTTホテルで開かれ、ブロック別意見交換会や人材確保・育成対策に関するアンケート調査結果など最近の活動状況を報告するとともに、アイ・コンストラクション推進コンソーシアムへの参加を決めたほか、2次・3次下請へ社保加入の要請を行うことを求めた。理事会の後、国土交通省の五道仁実技術審議官が「i-Construction」建設現場の生産性革命をテーマに講演した(下欄参照)。

冒頭、松井守夫会長は「29年度公共事業予算は前年度比微増だが、プラス計上された。また、発注の平準化を図るため2カ年国債やゼロ国債が計上された。担い手3法が本格的な運用段階に入り、法の趣旨が発注者の末端の担当者まで周知徹底され、実行されることが必要であり、そのためには全中建本部、支部会員企業が一丸となってこれを発信し続けることが大事だ。また、本年は広報の強化、下請の社保加入加入週休2日制導入、適正な労務賃金の支払

を受け、豊田副会長が「国交省は1次下請を社保加入者に限定したが、29年度は2次・3次下請にもチェックが入る。2次・3次下請も社保加入に加入するよう社会保険を指導してほしい」と要請した。

国交省は、平成27年までに建設現場の生産性を20%向上させるという総理の指示を実現することを目的に、i-Constructionを実施することを要請した。i-Constructionとは、官民連携コンソーシアムを設立、関係団体にコンソーシアムへの参加を呼びかけた。同日の理事会では同コンソーシアムへの参加について協議し、全中建として参加することを決めた。

国交省が導入を進めている建設キャリアアップシステムについて、土志田副会長が「最終的な方針がまだまとまらず、向うがまだまとまらず、その概要を報告して、その概要を報告して、その概要を報告して」と述べた。全中建として、技能労働者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に結びつけた処遇改善などを目的に、土志田副会長が報告した。同副会長は、同会議

が「法制度・企業評価・地域建設業」の3つの部会で検討することになったとしたうえで「会議では、中小建設業に光を当てた政策を考えてほしい」と述べた。中小の立場から言いたいことをしっかりと発言していくので、要望があれば申し出てほしい」と語った。

土木委員会(1月1日号既報)と建築委員会(同)の活動状況について、朝日委員長と大矢委員長からそれぞれ報告された。朝日委員長は「国交省の担当者から、小規模工事の採算が悪いという認識を持っていて、この回答を得ている。委員会として、大矢委員長は「委員会が国交省の調整官から、引き続いて基礎工の適正な施工確保に取り組んでほしい」と要請を受けた」とそれぞれ述べた。

このほか、草野専務理事が昨年10月に全国知事会に「危機的状況にある中小建設業者の窮状打開に関する要望」を行った際、「全国知事会は例年7月に開催される。その前に5・6月に各知事に要望することが効果的だ」とのアドバイスを受けたことを紹介した。

さらに、土志田副会長は「全中建だより」1月1日号の新春対談で佐藤信秋参議院議員から受けた指摘をふまえて、技能労働者の処遇に関するデータの作成を担当の委員会に求めた。

土志田副会長は「このシステムを立ち上げるためには、高額の費用がかかる。国交省と日建連は立ち上げに意欲的だ。全中建はどちらかというと、直用や多能工を多く抱えている会員がほとんどなので、このシステムに頼るところがないというのが大方の意見だ。運用にあたって全中建にも賛同してほしいと要請を受けている。システムが設けられると、協力が発生するのではないかと考えている。全中建として負担にならないかたちで運用されればよいと思う」と語った。

10年後の建設業のあり方を検討する建設産業政策会議の活動状況について、同会議の委員を務めた土志田副会長が報告した。同副会長は、同会議

も材料をどのように納入し、いつ、どこで組み立てるかといった情報をつなぐツールとしてIoTの技術を使えば、情報を流通させることができ、その情報を使うことでICTを現場に導入することができるという仕組みである。例えば、測量の3次元データをドローンやレーザースキャナ等を用いて作成すれば設計、数量計算、検査もできる。

3次元データの普及拡大
今後、人手が不足していくなかで生産性を向上させるためには、3次元データを流通させることが重要であると考えているので、地域で調査・測量、設計、施工を担う方々にも3次元データに慣れてもらう必要がある。その場合、先行投資が必要になるのも事実なので、どうすれば導入へのハードルが低くなるのかを含めて皆さんと意見交換することが必要だと思う。

現在、全国で約422件(12月20日時点)のICT土工工事を施工している。現場からは、工期の短縮、品質向上、安全性の向上等が報告されている。一方で、実施にあたっては積算面で実態と合っていないのではないかと意見も聞かされている。現在実施している工事は年度末に向けて完了するものが増えてくる。完了した工事において実際に要した費用等を分析し、ICT土工の実態に即した積算のあり方について検討していきたいと考えている。

施工平準化のために
施工時期の平準化の確保対策として、直轄工事では2カ年国債、ゼロ国債を計上している。工期が12カ月未満の工事でも年度またぎの施工が可能と

なる2カ年国債は、27年度に約200億円、28年度に約700億円を確保、29年度は約1500億円が計上されている。また、ゼロ国債はこれまで補正予算で確保されてきたが、29年度は初めて当初予算に約1400億円計上された。これにより29年度中に契約し、30年度当初から施工に着手できるようになった。このように予算面では平準化へのツールはできあがっている。

公共工事の多くを占める自治体工事においても平準化を推進していただくため、ゼロ国債等の債務負担行為の活用や繰り越し措置で平準化を図るよう要請しているところである。今後とも働きかけを継続して行っていきたい。

業界の意見を聞きたい
建設業の生産性革命と働き方改革を両立させるのがi-Constructionだ。危険といわれる建設現場をICT等を活用することで安全な現場に変えることができる。また、生産性が上がることで、土曜、日曜が休日にできるし、現場にドローンやAI(人工知能)、ロボットが導入されれば、若者にとって魅力のある現場になる。さらに、国や地域を守ることも実感でき、しかも、給料も上がるとなれば、社会において建設業が大きな地位を占めるようになるのではないかと。それを実現するのがi-Constructionである。最終的には、現場の姿を変えていくというのがi-Construction導入の趣旨だ。

導入にあたって、さまざまな課題があると考えているが、各地方整備局に推進協議会を設けているので、意見を出してほしい。われわれに声が届かないと分からない。コンソーシアムを立ち上げたので、その場でも意見を出してほしい。

五道技術審議官が理事会で講演

現場を変えるのがアイ・コンストラクションの趣旨

理事会に続いて、国土交通省の五道仁実技術審議官が「i-Construction——建設現場の生産性革命」をテーマに行った講演の要旨は、次のとおり。

この数年、公共事業予算が6兆円台で推移し、減少しない予算が確保されるようになった。一方、少子高齢化が進み、将来的には働き手の減少が避けられない。そのなかで、同じ生産高をあげるためには建設現場の生産性向上は避けることができない課題である。

全省あげて生産性革命へ

このため、国交省は平成28年を「生産性革命元年」と位置づけ、労働者の減少を上回る生産性の向上が経済成長に必要不可欠であるため、全省をあげて生産性革命に取り組むことにした。

そのうえで、生産性革命本部が生産性向上に向けた対策として20のプロジェクトを選定した。そのなかで建設分野の施策としてi-Construction(アイ・コンストラクション)を推進している。

生産性向上にどこから着手すべきかを検討するために、まず生産性の低い分野を調査した。トンネル工事はこの50年間で生産性が10倍向上しているのに対して、土工とコンクリート工は横ばいで推移し、直轄工事に要している人工の約4割がこの工種で占めている。このため、土工とコンクリート工を取り上げることにした。

昨年、i-Construction委員会

がまとめたi-Constructionを進めるための視点では、一品受注生産、現地屋外生産、労働集約型生産などの産業特性から、生産性の高い他産業を取り入れているライン生産、自動化、ロボット化といった手法を採用することが困難と考えられていた建設現場に、IoT(モノのインターネット)やICT(情報通信技術)を導入することで、生産性の向上が可能になっている。

IoT、ICTでつなぐ

建設のプロセスは、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新の横の流れと、そのプロセスの各段階で、例えば、施工段階では原材料の調達、部材の加工・組み立てという縦の流れがあるが、この横と縦の流れをIoT、ICTでつなぐことを目指している。

現場にIoTとICTを導入するトランシーバーとして昨年から始めたのが、ICT土工の採用、コンクリート工の見直し、施工時期の平準化である。これがi-Constructionの取り組みの始まりである。

建設プロセスを情報でつなげていくためには、3次元データを横のラインは維持管理まで、縦のラインについて

10年ぶりの新訂版
改訂5版 公園・緑地の
維持管理と積算

公園・緑地維持管理研究会 編 28年12月発行
B5判/約370頁/定価6,264円(本体5,800円+税)

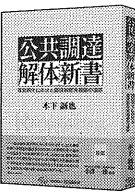


改訂のポイント
公園施設長寿命化計画や公園遊具の安全点検指針など新施策についての情報を収録。
維持管理を取り巻く環境の変化に対応して、工事費構成や植樹管理の考え方・積算基準を見直し。

建設再生に向けた調達制度再構築の道筋
公共調達解体新書

木下 誠也 著 2017年1月発行
A5判/約400頁/定価4,104円(本体3,800円+税)

請負、入札の始まりから品確法や発注方式を巡る課題と変遷、海外の公共調達制度の概要をコンパクトに解説



「建設機械施工技士」合格への最短ルート

平成29年度試験に対応!!

建設機械施工技術必携
[平成29年2月発行]B5判/定価7,000円+税
「1・2級建設機械施工技士」受験用テキスト
機械化施工の基礎知識と施工技術及び関連法規等を解説した、建設機械施工技術者必携書

建設機械施工技術
技術検定問題集
[平成29年2月発行]B5判/定価5,600円+税
1・2級建設機械施工技術検定試験(学科)の出題問題を収録
▶平成24～28年度の建設機械施工技術検定試験に出題された問題に詳細な解説を加え、重要箇所を太字で表記

第1章 土工学一般	第6章 締め建設機械
第2章 建設機械一般	第7章 舗装建設機械
第3章 トラクタ系建設機械	第8章 基礎工事建設機械
第4章 ショベル系建設機械	第9章 安全対策・環境保全・関係法令
第5章 モータグレーダ	付録 試験・講習会案内

平成29年度試験に対応!!

建設機械施工技術
技術検定問題集
[平成29年2月発行]B5判/定価5,600円+税
1・2級建設機械施工技術検定試験(学科)の出題問題を収録
▶平成24～28年度の建設機械施工技術検定試験に出題された問題に詳細な解説を加え、重要箇所を太字で表記

1 問題演習	2 模擬試験
3 確認問題	4 マイページ

アプリができました! ① 検定試験情報
app-support@kensetu-bukka.co.jp

●お申し込み・お問い合わせは●
〒105-0004 東京都港区新橋6-17-15 建設部成門ビル
0120-019-291 FAX 03-5777-8237

一般財団法人 建設物価調査会 0120-978-599

平成28年度(第4回)ブロック別意見交換会のまとめ

1. 目的

改正品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）が平成27年4月から実施され、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けた諸対策が講じられている。これを踏まえ、市町村を中心とした地方自治体の対応状況を把握するとともに、会員が直面している課題やそれぞれの地域の現状や問題点について生の声を聞き、行政に要望することを通じて、問題の解決を図ることを目的に実施した。

第4回目となる28年度の意見交換会は、国土交通省建設業課などの担当官が「建設業の課題と今後の方向性」をテーマに講演、「担い手3法の改正と成果」「担い手確保、処遇改善、社会保険」「i-Constructionの推進、生産性の向上」「建設業の働き方改革」「今後の建設業政策の方向性」などの観点から課題と取り組み方針についての説明を受けたあと、同担当官に地方整備局の企画部と建政部に加え、今回から新たに営繕部の担当官も出席して内容の濃い活発な意見交換が行われた。

なお、名古屋会場の意見交換会には前回に引き続き愛知県の担当官が出席した。

2. 開催日および出席会員団体(7ブロック、8会場、15会員団体)

【東北地区】盛岡 平成28年10月12日：全中建岩手

【関東地区①】東京 平成28年10月17日：東京都中小建設業協会、全中建南多摩、神奈川県中小建設業協会、横浜建設業協会

【中部地区】名古屋 平成28年10月20日：愛知県土木研究会、愛知県建築技術研究会、愛知県舗装技術研究会、東愛知建設業協会

【関東地区②】東京 平成28年10月28日：全中建茨城、全中建栃木

【近畿地区】大阪 平成28年11月16日：大阪府中小建設業協会

【四国地区】高知 平成28年11月28日：高知県中小建設業協会、香川県中小建設業協会

【九州地区】那覇 平成28年12月1日：沖縄県中小建設業協会

【中国地区】広島 平成28年12月16日：全中建広島県支部

3. 会員からの要望・意見(概要)

- ・公共事業予算の確保
- ・入札契約制度など
- ・積算関係
- ・労務単価の引き上げ
- ・契約関係（設計変更）
- ・ダンピング対策
- ・発注の平準化
- ・週休2日制
- ・建築工事関係
- ・技術者・技能者関係
- ・提出書類の簡素化
- ・i-Construction

4. 会員からの要望・意見(詳細)

公共事業予算の確保

- ・公共事業予算の安定的かつ持続的な確保を図るとともに、地方へ優先配分してほしい。
- ・県民の生命・財産を守るためには、県内各地に建設業者を確保しておくことが不可欠であり、そのために一定の工事量を継続して確保するようにしてほしい。

入札契約制度など

- ・大手企業向けの工事が増加傾向にあるので、地元企業向け工事とのバランスを考慮して発注してほしい。
- ・国の施工実績がないと直轄工事に参加できない（除草工事すら受注できなかった）実態があるので、国と都道府県が工事成績などを共有して、直轄工事へ参加できるようにしてほしい。
- ・直轄工事の下請を担当した工事の実績として評価対象としてほしい。
- ・直轄工事に参加できていないので、JVなどを通じて地元企業が参加できるようにしてほしい。
- ・国が県内企業を活用すれば地元企業への認知度が深まって、地元での後継者確保が可能となるので、県内の工事は地元企業が受注できるようにしてほしい。
- ・入札から落札までの期間が長いので、技術者の配置が難しくなり、思いどおりの応札ができないので、この期間を短縮してほしい。
- ・維持管理工事は地元企業に発注してほしい。
- ・チャレンジ型入札方式における施工計画の評価方法を緩和してほしい。
- ・チャレンジ型入札方式における技術者要件の実績4年を延長してほしい。
- ・総合評価の評価項目となっている「事務所長表彰」「同種工事の施工実績」は、当該工事を発注した事務所の工事成績に限定してほしい。
- ・新卒者採用の評価は地域企業にとって不利な評価方法なので、地域に密着した企業が生き残れるシステムを構築してほしい。
- ・積算ソフトがつくられたことで、入札価格が同額になるケースが増え、くじ引き入札が多くなった。くじ引き入札をなくすため、多様な入札方式を導入するよう地方自治体を指導してほしい。
- ・市発注工事ではC・Dランク企業は下請に回れといわれている。これではいつまでも受注できないのでは正してほしい。
- ・社会貢献した企業を指名競争入札に参加させる制度を採用しているが、その際の指名に偏りがある。

積算関係

- ・歩掛かりの全面改定を実施してほしい。
- ・小規模工事の施工パッケージ型積算方式の改善を図ってほしい。
- ・土工事の施工パッケージ型積算方式における掘削の積算条件を細分化してほしい。
- ・小規模工事であるにもかかわらず国の基準を使用しなければならないとして、大規模工事の基準で積算している。
- ・交通誘導員の経費を適正に計上してほしい。
- ・交通誘導員の24時間配置を廃止するよう地方自治体を指導してほ

しい。

- ・小運搬が発生した場合は、運搬費を適正に計上してほしい。
- ・50立方メートル未満のコンクリート打設は、人力打設扱いにしてほしい。
- ・急傾斜地における路側の大型ブロック施工には足場設置を設計に組み入れ、その費用を計上してほしい。
- ・離島工事に伴う作業員の交通費、宿泊費を計上してほしい。
- ・維持工事を期間を空けて飛び飛びに受注した場合、別々に積算したうえで合算するようにしてほしい。

労務単価の引き上げ

- ・労務単価はまだ低い水準にあるので、さらに引き上げてほしい。

契約関係（設計変更）

- ・施工途中で新規工事が発生し、その工事に変更が生じたときは当初の落札率を使って変更金額が算出されるので、最新の単価で変更してほしい。
- ・設計変更を行う場合は、現場の状況に応じた柔軟な変更を行うほか、市場単価を反映してほしい。
- ・工期が延びて次の工事へのチャレンジが不可能になるケースがあるので、県や市町村に適正な工期設定を指導してほしい。

ダンピング対策

- ・予定価格の事前公表を廃止してほしい。
- ・低入札価格調査基準の設定範囲上限（予定価格の10分の9）を引き上げてほしい（沖縄県はこの上限を撤廃した運用を試行している）。
- ・低入札価格調査基準の算定式の一般管理費55%を引き上げてほしい。

発注の平準化

- ・季節のよい時期に施工ができるように平準化を図ってほしい。
- ・4～6月に発注がなく、7～9月に一斉に発注されるので、入札日が重なって入札に参加できないケースが出ている。発注に波が生じないように地方自治体を指導してほしい。
- ・地方自治体も国並みの平準化措置を講じるよう指導してほしい。
- ・閑散期と繁忙期の差をどの程度まで縮小するかなど、平準化は目標を定めて進めてほしい。

週休2日制

- ・公共工事は週休2日制で施工することを前面に打ち出すべきである。
- ・維持管理業務の交代要員を確保するためにも週休2日制は不可欠で、それに向けた労働環境の整備を進めてほしい。
- ・週休2日制の導入にあたっては、労務単価を2割程度引き上げる必要がある。
- ・適正な工期設定、必要な経費を積算してほしい。
- ・週休2日制実現のため、施工の平準化、適正な工期の設定、柔軟な工期の変更などを行ってほしい。

建築工事関係

- ・建築工事の一般管理費の見直しを早急に実施してほしい。
- ・見積もり価格に割掛けして設計単価を決めているので、実態との乖離が生じている。
- ・設計書は参考数量として変更に応じてくれない。
- ・変更がある場合、設計時の単価で設計変更が行われるので、最新の市場単価で変更を行うよう地方自治体を指導してほしい。
- ・建設業の許可要件を満たさない業者が民間工事を施工している例があるので、無許可業者の取り締まりを強化してほしい。
- ・建築工事における交通誘導員の経費を直接工事費に入れるよう地方自治体を指導してほしい。

技術者・技能者関係

- ・入職後における技術・技能のキャリアアップを図る仕組みが必要である。
- ・研修生に多能工の教育を実施してほしい。
- ・技術資格取得研修の助成金の支給条件を緩和してほしい。また、建設業に対する各種助成金についても使いやすくする工夫をしてほしい。
- ・技術資格取得前の補助員の仕事を評価するなどインセンティブを与えてほしい。

提出書類の簡素化

- ・発注者に提出する書類の数が多く、監理技術者などの負担が大きい。工期末になると残業時間が増えるので、書類の簡素化を図ってほしい。

i-Construction

- ・コストがかかること、対象となる工事が継続して確保できるかなどを考慮すると、中小企業はすぐに対応できない。
- ・ICT施工に使用する機械を購入しても、次に活用できる工事があるかどうか危惧している。
- ・i-Constructionのために地元企業には何が必要か、現場の状況にあわせて考えてほしい。
- ・ICTに対応したいと考えているが、ICTを理解していないので講習会や現場見学会を開催してほしい。

その他

- ・品確法の運用指針が市町村まで浸透していない。
- ・若者に、建設業は地域を支える、やりがいのある産業であることをPRしてほしい。
- ・設備投資をして総資本を増やすと経営事項審査のY点下がることとなるので、地方版の経審制度をつくらせてほしい。
- ・災害協定関係：①消防署と企業が防災協定を結ぶと経営事項審査で加点する措置を講じている地方自治体があるので、防災協定について地方自治体を指導してほしい。②災害時に出勤できない企業と協定を締結している。③災害活動を評価して加点してほしい。④災害関係功労者表彰も加点対象としてほしい。
- ・技能労働者のキャリアアップシステムは、地元企業にはなじまない制度で、負担を求められるだけでメリットはない。
- ・技能労働者のキャリアアップシステムは、大手企業による技能労働者の囲い込みになる。
- ・水道工事に従事する交通誘導員の経費計上を国土交通省と同じ方法で行うよう事業を所管する厚生労働省に要望してほしい。
- ・労働災害の死亡者に対する労災保険の給付金が少ないので、自動車の強制保険並みの給付とするよう厚生労働省に要望してほしい。

⑥-②最低制限価格の設定について

都道府県・市・村とも89～85%の設定値が多いが、町は79～75%の設定が多く、比較的低率の傾向となっている。

区 分	都道府県		市		町		村		合 計	
	割合		割合		割合		割合		割合	
94～90%	114	27.1	94	23.2	22	14.2	7	28.0	237	25.4
89～85%	233	55.3	152	37.4	28	18.0	10	40.0	347	37.3
84～80%	41	9.7	79	19.5	24	15.5	4	16.0	148	15.9
79～75%	20	4.8	35	8.6	35	22.6	2	8.0	92	9.9
74～70%	10	2.4	29	7.1	29	18.7	0	0.0	68	7.3
69%以下	3	0.7	17	4.2	17	11.0	2	8.0	39	4.2
計	421		406		155		25		931	

その他の意見

- ・最低制限価格を引き上げてほしい。
- ・市は国の基準に沿ってほしい。

⑦担い手3法の浸透状況について

「担当者まで浸透している」とする回答の割合は、国では約4割、都道府県・市・町・村では2割弱となっており、まだまだ周知・徹底されていない状況がうかがえる。「浸透していない」とする理由のうち「計画的な発注となっていない」「適切な工期となっていない」とする回答の割合が大きい。

区 分	国		都道府県		市		町・村		合 計	
	割合		割合		割合		割合		割合	
担当者まで浸透している	95	38.0	145	18.8	90	12.1	37	16.8	367	18.5
一部しか浸透していない	66	26.4	249	32.2	230	31.0	70	31.8	615	31.0
浸透していない	89	35.6	379	49.0	422	56.9	113	51.4	1,003	50.5
適正な予定価格となっていない	21	23.6	77	20.3	70	16.5	31	27.4	199	19.9
計画的な発注となっていない	28	31.5	123	32.5	139	32.9	34	30.9	324	32.3
適切な工期となっていない	21	23.6	93	24.5	139	32.9	24	21.2	277	27.6
適切な設計変更手続きがされていない	19	21.3	86	22.7	74	17.5	24	21.2	203	20.2
計	250		773		742		220		1,985	

4 担い手確保・育成について

技術者・技能者（うち女性）の採用・採用予定状況および離職状況〈全体〉：「採用している」とする回答のうち「1人採用」が多いが、「採用していない」が約6割を占め、まだまだ厳しい状況が続いている。

年代別では「採用している」とする回答のうち10～20代が約5割を占めているが、40代以上の採用も約4割となっている。

〈技術者〉：「採用している」とする回答のうち「1人採用」が約6割を占めているが、「採用していない」が約5割を占め、厳しい状況が続いている。女性の採用は40人程度で推移している。

年代別では10～20代の採用が4～5割程度を占め、若者の人材確保が困難な状況となっている。

〈技能者〉：「採用している」とする回答のうち「1人採用」が約7割を占めているが、「採用していない」が約7割を占め、厳しい状況が続いている。女性の採用は10～20人程度で推移している。

年代別では10～20代の採用が3～4割程度であり、若者の人材確保が困難な状況となっている。

①新規正社員の採用状況について（回答：社数）

A 技術者など採用状況

区 分	技術者			技能者		
	27年度	28年度	29年度予定	27年度	28年度	29年度予定
採用人数						
1人	226	251	147	150	145	70
2人	64	60	108	28	37	49
3人	30	24	32	12	13	16
4人	16	14	25	5	4	2
5～9人	22	21	14	2	2	6
10人以上	10	7	8	0	0	1
小 計	368	377	334	197	201	144
採用していない	340	331	374	511	507	564
合 計	708	708	708	708	708	708

B 技術者など採用のうち女性採用状況

区 分	技術者			技能者		
	27年度	28年度	29年度予定	27年度	28年度	29年度予定
採用人数						
1人	33	33	31	10	15	9
2人	4	9	6	3	1	4
3人	2	0	0	0	0	0
4人	0	0	1	0	1	0
5～9人	0	0	1	0	0	0
10人以上	0	0	1	0	0	0
小 計	39	42	40	13	17	13
採用していない	669	666	668	695	691	695
合 計	708	708	708	708	708	708

C 技術者など採用者の年代別状況

区 分	技 術 者				技 能 者			
	27年度		28年度		27年度		28年度	
	うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
10～20代	169	25	187	31	66	5	72	15
30代	54	7	56	5	40	2	34	1
40代	59	6	49	4	46	4	39	0
50代	36	1	35	1	24	2	34	1
60代以上	50	0	50	1	21	0	22	0
小 計	368	39	377	42	197	13	201	17
採用なし	340	669	331	666	511	695	507	691
合 計	708	708	708	708	708	708	708	708

②平成27年度正社員の離職状況について（回答：人）

区 分	離職者数			
	技術者	技能者	計	割合
10～20代	173	69	242	21.5
30代	101	40	141	12.5
40代	109	87	196	17.4
50代	90	55	145	12.9
60代以上	133	98	231	20.5
定年退職	124	47	171	15.2
合 計	730	396	1,126	

③入職後何年目に離職しているか

離職年数	回答社数	割合
1年以内	126	17.8
2年以内	109	15.4
3年以内	181	25.6
4～10年以内	137	19.3
10年以上	155	21.9
計	708	

④新規採用者をどこから採用しているか（複数回答可）

事 項	回答社数	割合
工業高校の新卒者	265	21.0
工業高校以外の新卒・第2新卒者	229	18.2
縁故採用	294	23.3
ハローワーク	457	36.3
建設業振興基金などの緊急育成事業など	15	1.2
計	1,260	

⑤離職前に教育など人材確保に取り組んだか（複数回答可）

事 項	回答社数	割合
何もしていない	254	29.4
OJT（職場における教育）	249	28.9
合同研修会に参加させた	192	22.2
指導役と相談させた	168	19.5
計	863	

⑥離職の主な理由について（複数回答可）

事 項	回答社数	割合
業界・会社の将来への不安があるため	162	10.4
給与への不満があるため	178	11.4
労働時間が長い	108	6.9
休暇が少ない	139	8.9
作業がきついため（3K）	116	7.4
本人が職場に不向きと判断したため	336	21.5
家族の反対のため	20	1.3
健康上の理由のため	158	10.1
人間関係（社内・社外）のため	165	10.5
育児・介護のため	18	1.2
結婚による退社	27	1.7
理由はわからない	107	6.8
理由は特になし	31	2.0
計	1,565	

⑦担い手確保のための取り組みについて（複数回答可）

事 項	回答社数	割合
毎年計画的に若い世代を採用している	183	8.7
普通科生、文系学生も採用している	145	6.9
就職イベント会場などで建設業（会社）をPRしている	153	7.3
インターンシップを積極的に活用している	183	8.7
仕事の内容、資格取得、勤務年数に応じた賃金体系としている	330	15.7
資格取得を支援している	533	25.3
担い手のための助成金制度を知っている	157	7.5
入社後一定期間の研修を実施している	160	7.6
地域の交流会などに若手を参加させている	67	3.2
特に取り組みはしていない	124	5.9
若い世代を育成している余裕がない	67	3.2
計	2,102	

⑧週休2日制の取り組みについて

A 週休2日に取り組んでいる

事 項	回答社数	割合
4週8休	53	7.4
4週7休	15	2.1
4週6休	164	23.0
4週5休	27	3.8
年間カレンダーで実施	455	63.7
計	714	

B 今後取り組むことを検討しているが、検討にあたっての課題は何か（複数回答可）

事 項	回答社数	割合
発注の平準化	209	18.8
工期の平準化	150	13.5
給与制度の改善	188	16.9
現場の自然環境	91	8.2
人手不足	387	34.8
発注者からの資料要請の是正	87	7.8
計	1,112	

C 今後も取り組む予定はない。その理由は何か（複数回答可）

事 項	回答社数	割合
発注の平準化	73	23.6
工期の平準化	41	13.2
給与制度の改善	41	13.2
現場の自然環境	63	20.3
人手不足	59	19.0
発注者からの資料要請の是正	33	10.7
計	310	

⑨昨年度に比べて今年度（平成28年10月時点）の受注状況について

事 項	回答社数	割合
大幅に増加した	20	2.7
多少増加した	140	18.6
あまり変化はない	272	36.1
多少減少した	204	27.0
大幅に減少した	118	15.6
計	754	

平成28年度人材確保・育成対策等に係る実態調査結果

平成28年10～11月に全中建会員団体の傘下企業を対象に「歩切り」「担い手3法の浸透状況」「新規正社員の採用・離職」などの実態調査を実施した集計結果は以下のとおり。

▽基本的事項

調査対象数 約2,280社
有効回答者数 808社、回答率：35.4%
資本金 5000万円未満：78.9%
事業の業種 土木：57.4%、土木・建築：33.4%、建築：7.8%
従業員数 10～30人未満：47.9%、10人未満：22.0%、31～50人未満：14.8%
完成工事高 1億～10億円未満：60.0%、10億～50億円未満：24.0%

▽調査項目

1 予定価格について

(平成28年4月以降に会員企業が受注した工事に係る発注者別の予定価格の公表状況)

国は「事後公表」が92%となっているが、都道府県・市・町・村は「事前公表」が50～75%、「事後公表」が7～39%となっている。

区 分	国		都道府県		市		町		村	
		割合		割合		割合		割合		割合
事前公表	11	3.1	1,657	67.2	1,347	50.0	372	56.8	100	75.2
事後公表	327	92.4	608	24.6	1,062	39.4	158	24.1	9	6.8
非公表	16	4.5	202	8.2	286	10.6	125	19.1	24	18.0
計	354		2,467		2,695		655		133	

2 歩切りについて

(平成28年4月以降に会員企業が受注した工事に係る発注者別の歩切りの状況)

国発注工事では一部を除いて歩切りは「ほぼなくなった」が、歩切り率1.1～10%の割合がまだ多少残っている。市・町発注工事では歩切り率1.1～10%が約半数近くを占めている。

区 分	国		都道府県		市		町		村	
		割合		割合		割合		割合		割合
0.01～0.05%	19	65.5	62	47.0	48	27.7	9	25.0	3	50.0
0.05～1.0%	3	10.4	24	18.2	27	15.6	5	13.9	0	0.0
1.1～10%	7	24.1	38	28.8	73	42.2	17	47.2	1	16.7
10.1～20%	0	0	7	5.3	20	11.6	4	11.1	1	16.7
20.1%以上	0	0	1	0.7	5	2.9	1	2.8	1	16.7
計	29		132		173		36		6	

その他の意見

- ・製品などに歩切りを行っている。
- ・参考見積もり単価において切られている。
- ・建築工事において設計事務所が2割ほど歩切りを行っている。
- ・端数処理による歩切りがある。

3 担い手3法について

①適正な予定価格の設定について

「適正でない」との回答が地方自治体において半数以上を占めており、そのうち「適正利潤の設定になっていない」とする回答の割合が大きい。

区 分	国		都道府県		市		町・村		合 計	
		割合		割合		割合		割合		割合
適正である	145	55.3	329	42.2	261	34.3	89	42.6	824	41.0
適正でない	117	44.7	451	57.8	499	65.7	120	57.4	1,187	59.0
適正利潤の設定になっていない	41	35.1	176	39.0	218	43.7	51	42.5	486	40.9
歩掛かりを見直してほしい	39	33.3	145	32.2	147	29.4	37	30.8	368	31.0
一般管理費を見直してほしい	37	31.6	130	28.8	134	26.9	32	26.7	333	28.1
計	262		780		760		209		2,011	

その他の意見

- ・小規模工事の予定価格、歩掛かりが実勢とかけ離れている。
- ・解体工事において現場管理費などの積算価格が実勢価格とかけ離れている。
- ・発注時の計画・設計が適正でない。

②最新の積算基準の適用について

「適正でない」との回答が国・地方自治体において大半を占めているが、そのうち「資材・価格・単価を見直してほしい」とする回答の割合が大きい。

区 分	国		都道府県		市		町・村		合 計	
		割合		割合		割合		割合		割合
適正である	131	40.1	284	28.3	216	20.8	77	27.4	708	26.8
適正でない	196	59.9	718	71.7	820	79.2	204	72.6	1,938	73.2
労務費などを実勢単価にしてほしい	36	18.4	146	20.3	152	18.5	39	19.1	373	19.3
積算方式を見直してほしい	41	20.9	155	21.6	148	18.1	36	17.7	380	19.6
資材・価格・単価を見直してほしい	60	30.6	212	29.5	229	27.9	57	27.9	558	28.8
積算基準を明示してほしい	42	21.4	125	17.4	177	21.6	44	21.6	388	20.0
適用される時期が遅い	17	8.7	80	11.2	114	13.9	28	13.7	239	12.3
計	327		1,002		1,036		281		2,646	

その他の意見

- ・小規模工事に施工パッケージ型積算の適用は不都合なので、使い勝手のよいものに見直してほしい。
- ・交通誘導員の単価が実勢単価と大きく乖離している。

③適正な工期の設定について

「適正でない」との回答が国・地方自治体において大半を占めているが、そのうち国発注工事における「速やかな着工準備」、地方自治体における「発注の平準化」を要望する割合が大きい。

区 分	国		都道府県		市		町・村		合 計	
		割合		割合		割合		割合		割合
適正である	97	28.4	210	19.4	181	17.9	61	21.9	549	20.2
適正でない	244	71.6	873	80.6	830	82.1	218	78.1	2,165	79.8
発注時期に問題がある	57	23.4	208	23.8	219	26.4	52	23.9	536	24.8
速やかに着工できる準備をしてほしい	82	33.6	228	26.1	209	25.2	51	23.4	570	26.3
現場の季節・風土を考慮してほしい	41	16.8	149	17.1	117	14.1	45	20.6	352	16.2
発注を平準化してほしい	64	26.2	288	33.0	285	34.3	70	32.1	707	32.7
計	341		1,083		1,011		279		2,714	

その他の意見

- ・設計の不備、用地などの問題未解決、他の関係機関との協議未了のまま発注される。
- ・同時期に複数の工事が発注されると技術者や交通誘導員が不足する。
- ・予算の繰り越しや次年度予算の前倒しなどで平準化を図ってほしい。

④適切な設計変更について

「適正でない」との回答が国・地方自治体において大半を占めているが、そのうち「監督員によって対応が異なる」とする回答の割合が大きい。

区 分	国		都道府県		市		町・村		合 計	
		割合		割合		割合		割合		割合
適正である	120	39.2	234	20.2	175	15.4	75	27.4	604	21.0
適正でない	186	60.8	923	79.8	961	84.6	199	72.6	2,269	79.0
設計変更に応じてほしい	39	21.0	188	20.4	215	22.4	51	25.6	493	21.7
工期延長などに対応してほしい	32	17.2	115	12.4	143	14.9	31	15.6	321	14.2
監督員によって対応が異なる	52	27.9	283	30.7	261	27.1	58	29.2	654	28.8
年度末の設計変更はやめてほしい	19	10.2	79	8.6	65	6.8	12	6.0	175	7.7
VEなどの提案を聞いてほしい	5	2.7	28	3.0	38	3.9	5	2.5	76	3.4
変更による予算増を認めてほしい	39	21.0	230	24.9	239	24.9	42	21.1	550	24.2
計	306		1,157		1,136		274		2,873	

その他の意見

- ・監督員の設計変更が遅いため、工期が伸びることになって、増額変更してくれない。
- ・本体工事以外の変更や増工ありきの発注はやめてほしい。

⑤低入札価格調査基準の設定について

「適正でない」との回答が地方自治体において半数以上を占めているが、そのうち「低入札価格調査基準を引き上げてほしい」とする要望の割合が大きい。

区 分	国		都道府県		市		町・村		合 計	
		割合		割合		割合		割合		割合
適正である	133	51.8	326	47.8	227	36.6	74	44.0	760	44.0
適正でない	124	48.2	356	52.2	394	63.4	94	56.0	968	56.0
低入札価格を引き上げてほしい	93	75.0	236	66.3	257	65.2	59	62.8	645	66.6
低入札価格を引き下げてほしい	0	0.0	8	2.2	7	1.8	0	0.0	15	1.6
低入札価格設定の基準を明示してほしい	14	11.3	54	15.2	67	17.0	17	18.1	152	15.7
公表してほしい	17	13.7	58	16.3	63	16.0	18	19.1	156	16.1
計	257		682		621		168		1,728	

その他の意見

- ・低入札価格調査制度を廃止してほしい。
- ・低入札価格調査基準の失格ラインを引き上げ、低入札価格入札者にペナルティを科してほしい。

⑤－②低入札価格調査基準の設定について

都道府県・市・町・村とも89～85%の設定値が多い。

区 分	都道府県		市		町		村		合 計	
		割合		割合		割合		割合		割合
94～90%	67	16.4	48	14.2	10	14.1	5	16.1	130	17.0
89～85%	226	55.3	136	40.3	28	39.4	11	35.5	317	41.5
84～80%	47	11.5	69	20.5	14	19.7	4	12.9	134	17.5
79～75%	21	5.1	30	8.9	7	9.9	2	6.5	60	7.9
74～70%	37	9.0	42	12.5	7	9.9	7	22.5	93	12.2
69%以下	11	2.7	12	3.6	5	7.0	2	6.5	30	3.9
計	409		337		71		31		764	

その他の意見

- ・低入札価格調査制度を廃止してほしい。
- ・低入札価格調査基準を引き上げてほしい。

⑥最低制限価格の設定について

「適正でない」との回答が国・地方自治体において半数以上を占めているが、そのうち「最低制限価格を引き上げてほしい」とする回答の割合が大きい。

区 分	国		都道府県		市		町・村		合 計	
		割合		割合		割合		割合		割合
適正である	117	48.3	292	41.8	182	26.8	68	36.4	659	36.5
適正でない	125	51.7	407	58.2	497	73.2	119	63.6	1,148	63.5
最低制限価格を引き上げてほしい	99	79.2	293	72.0	347	69.8	79	66.4	818	71.3
最低制限価格を引き下げてほしい	1	0.8	6	1.4	8	1.6	1	0.8	16	1.4
最低制限価格設定の基準を明示してほしい	14	11.2	54	13.3	81	16.3	20	16.8	169	14.7
公表してほしい	11	8.8	54	13.3	61	12.3	19	16.0	145	12.6
計	242		699		679		187		1,807	

その他の意見

- ・国と県・市・町・村では設定がかけ離れている。
- ・市町村は最低制限価格がない。

第4回全国ブロック別意見交換会に参加して 会員団体の声

都県・市町村担当者の参加も

全中 建南多摩
会長 若林 克典

意見交換会に参加者の意見や要望が活発に出されたのは、おおいに結構なことだと思っております。しかし、内容的には特に目新しいものは入って来らず、従前から指摘されていたことがほとんどであると感じています。ただ、問題は一度議題にした

自治体は国の方針に沿って

愛知県
建築技術研究会
会長 水野 恒平

昨年10月20日開催の全国ブロック別意見交換会における国土交通省建設課の三浦入札制度企画指導室長による「講演」と参

経営改善へさらなる指導を

全中 建栃木
会長 吉新 旦夫

昨年10月28日に全国ブロック別意見交換会が開催されました。冒頭、国土交通省建設課の菅原建設政策調整官による「建設業の課題と今後の方向性について」の講演があり、国土交通省の現在の取り組み状況および今後の取り組み姿勢を知ることができた。参考になりました。しかしながら、われわれ地方

事業運営のために貴重な機会

(一社)沖縄県
中小建設業協会
会長 赤嶺 勲

平成28年12月1日に全国ブロック別意見交換会が開催されました。また、意見交換会に出席いただきました皆様方を紹介いたします。国土交通省土地・建設産業局

地域の実情を聞いてもらい有意義

(一社)大阪府
中小建設業協会
会長 三原 金一

去る11月16日に大阪で全国ブロック別意見交換会が開催されました。国土交通省建設課の三浦入札制度企画指導室長はじめ近畿地方整備局の企画部、建設部、営繕部の各幹部の方々にご出席をいただき、最近の建設業界の

動きについて国の立場から説明をいただきました。そのあと意見交換を行いました。公共工事の受注比率が高いわれわれ中小建設業者の地域の実情を聞いていただいたことは、大きな意義があったと思っております。今後、まだまだ問題が山積している中小業者の経営環境を、行政庁としてよりよいものにしていただくためにも、都道府県や市町村への指導もあわせてお願いいたします。

事務局メンバー登場

全中建京都

全中建京都は昭和52年に発足し、今年は創立40周年を迎えます。会員会社は京都市内が中心ですが、京都市内外の広範囲にもおられます。現在の事務局は京都市役所のすぐ北側にあり、町名は「一之船入町」といって、かつて高瀬川に船を接岸するための入り江があった場所です。

京都は戦禍に巻き込まれなかったがゆえに古い街並みや神社仏閣が多く、観光客も年々増加していますが、建築では「京町家」という独特の家があるものの、耐震化や空き家対策が問題になり、また、街並みや景観をこれからも末永く残すための景観条例を考慮する必要があります。

土木では狭い道路での工事や、観光地では工



左から井藤専務理事、六釜さん

京都は和風で古風なイメージがありますが、コーヒーやパンの消費量は全国1位だったり2位だったり、昔から新しいもの、新しい文化が好きな傾向があります。古いものは守りつつ、新しいものも積極的に取り入れる、そんな先人からの気質は自然と身についているもの

だなあと、若手経営者の会の活動を見ても思えます。取り巻く状況は厳しくても、元気に、笑顔で、前向きに。節目を迎える年だからこそ、この伝統は守っていかたいと思います。

井藤忠氏(専務理事・事務局長)：お世話になって今年で15年目、元気なつもりですが、年齢的にはすっかり「後期中年」です。趣味はバイク磨きとツーリング、音楽鑑賞、写真、カメラ、あてのない旅行です。人並みに色々・多々苦労はありますが、公私問わず「楽しみ」をいくつもてるかでクリアしています。

六釜美香さん：総務・経理を担当しています。1男2女に恵まれ、孫が3人、それに犬が1匹、一堂に会すると大変なことになります。経理はたとえ1円でも合わないが大問題ですので、時には電話対応などを事務局長に全て任せて解決しています。

平成29年度 2級 建築施工管理技術検定(種別:建築)学科試験のみ

受付期間 平成29年3月10日(金)~3月24日(金)

- ◆試験日 平成29年6月11日(日)
- ◆試験地 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄
- ◆受検種別 建築
- ◆願書 平成29年2月24日(金)より販売
一般財団法人建設業振興基金のみで取扱います。
取り寄せ方法についてはホームページをご覧ください。

◎基金ホームページ: <http://www.fcip-shiken.jp/>

国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL 03(5473)1581【代表】

全中建 会員企業の皆さまのための保険

あんしん工事保険制度は毎月中途加入が可能です!!

土木工事・建設工事(建築工事)の工事対象物にかかわるリスクを補償します。

ダム、山岳道路、港湾、海岸工事を補償するワイドプランを新設!(土木)

毎月1日付中途加入(前月15日申込締切)
(保険期間:2016年4月1日~1年間)
見積りのご請求だけでもOK! まずはお試しください!!

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第一課公務第一課および現地営業課支社
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

